

人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

給与情報	令和3年5月27日
	総務省給与能率推進室第2号

令和3年人事院指令14—2により職務専念義務を免除された非常勤職員の給与の取扱いについて及び給実甲第326号の一部改正について

標記につきまして、人事院から通知が発出されたほか、令和3年人事院指令14—2の施行に伴い、給実甲第326号の一部が改正されましたので、別添のとおり情報提供します。

○令和3年人事院指令14—2により職務専念義務を免除された非常勤職員の給与の取扱いについて(通知)

○給実甲第1286号(給実甲第326号の一部改正について(通知))

以上

※ 本件に関する照会は必ず給与能率推進室あてにお願いします。

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。

給 3 - 5 1

令和3年5月27日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局

給与局給与第三課長

令和3年人事院指令14-2により職務専念義務を免除された
非常勤職員の給与の取扱いについて（通知）

令和3年人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）により職務に専念する義務が免除された非常勤職員については、当該職務に専念する義務が免除された期間、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条第2項の規定に基づき、給与を支給することができるものと解されるので、念のため通知します。

以 上

給実甲第1286号

令和3年5月27日

〔各府省事務次官
各外局長
各行政執行法人の長〕 殿

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月27日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
第37条関係	第37条関係
1～11（略）	1～11（略）
12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。	12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。
(1)～(27)（略）	(1)～(27)（略）
<u>(28) 令和3年人事院指令14—</u>	（新設）

<p><u>2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）第1項の規定による勤務しないことの承認</u></p> <p>13～18（略）</p>	<p>13～18（略）</p>
---	-----------------

以 上

各省各庁の長

各行政執行法人の長

人事院指令二四十二

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

- 1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の長は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内（当該療養する必要がある場合にあつては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）において、勤務しないことを承認することができる。
- 2 この指令は、令和三年五月二十七日から施行する。

令和三年五月二十七日

人事院総裁 一宮 なほみ

職 審 一 1 4 4
令和3年5月27日

各 府 省 人 事 担 当 課 長
各 行 政 執 行 法 人 人 事 担 当 課 長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

人事院指令14—2（新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する
義務の免除に関する臨時措置について）について（通知）

本日発出された人事院指令14—2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の取扱いについては、下記によってください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する往復時間等も、この指令により職務専念義務を免除することができるものである。
- 2 「これに相当すると認められる予防接種」としては、例えば、外国の政府又は外国の地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が考えられる。
- 3 「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。
- 4 各省各庁の長が、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第15条の規定に基づき、職員の健康保持のために講ずる措置として実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた場合において、前項の症状により療養する必要があるときも、本指令によることができる。

以 上